



平成25年10月28日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年10月16日付け滝議第133号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 諭
市民生活部くらし支援課主査	大 橋 晃 久
市民生活部くらし支援課主事	<del>畠 山 政 和</del>
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第28回 厚生常任委員会

H25. 10. 29 (火) 午後1時30分  
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- (1) ごみ処理手数料改定に伴う市民説明会の開催について (資料) 暮らし支援課
- (2) 最終処分場の残余容量調査の結果について (資料) 暮らし支援課
- (3) たきかわ「環のまち」物語年次報告書(平成24年度評価版) について (資料) 暮らし支援課  
て

《保健福祉部》

- (4) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について (資料) 介護福祉課
  - ① 建物残存価格について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

## 第28回 厚生常任委員会

H25.10.29 (火)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長

ただいまより第28回厚生常任委員会を開会いたします。

朝晩は大分冷え込んでくる季節となつてまいりました。お体のほうには十分ご注意していただきたいと思います。また、秋の交通安全ということもありまして、車の運転には十分注意をしてください。

### 委員動静報告

委員長

委員動静につきましては、委員は全員出席。議長の出席をいただいております。委員外議員として渡辺精郎議員の出席を許可します。道新の傍聴を許可します。所管からの報告事項に入る前に、今後の委員会の進め方について委員長として皆様にご提案がございます。お手元に資料を配付しておりますが、それぞれ読み上げながら若干説明を加えていきますが、このような形で今後進めていきたいと思っておりますので、ぜひご承認いただきたいと思っております。

まず初めに、各委員におかれましては、質疑の内容を十分に吟味していただき、質疑の内容につきましては責任を持った発言をしていただきたい。また、事前に所管から確認のできる内容も随時あるように思いますので、できれば質疑の内容を十分精査して質疑を行うようにしていただきたい。所管からの答弁に対して各委員の意見、提案、対案等について発言の制限はいたしません。所管は行政の立場から、各委員の質疑に対して意味がわからないとか、不明瞭であったりする場合には、各委員にその質疑の内容の確認をすることを認めます。そのようなことから、各委員は質疑の内容を明確にしていいただきたい。また、所管からの答弁につきましては、答弁に対し責任を持つ担当職員が初めに答弁を行ってください。補足説明がある場合は、他の職員の答弁も認めます。このような形でスムーズに委員会が進んでいくことと、この委員会が密度の濃い委員会になっていくように進めてまいりたいと思っておりますので、このような形で進めさせていただきますが、何か不都合があった場合は、その都度皆様からご意見をいただいで、修正もしていきたいと思っております。

このような内容につきまして、各委員の皆様、よろしいでしょうか。

清 水

委員長から示されたこと自体は、私もいいと思います。ただ、常任委員会の進め方自体は、会議規則や、あるいはいろんな申し合わせ事項、また細かいことについては全国のルールを参考にしながらやってきているわけで、この一言一句にとらわれることはないと思います。例えば3つ目の2行目の最後、所管が委員に質疑をとというのは、これは今議会改革で検討中なわけですから、委員長は今の説明では質疑内容の確認と言われましたので、一言一句ではないということで、総体的な意味では私は歓迎したいと思っております。

それから、3点目の意見、提案、対案ということですが、これは僕は前からどこかでやはり確認をしておかなければならないと思っていたことなのですが、質疑をしている最中に、それは意見だとか、そういう議事進行が僕には多々あるのです。本会議での議案質疑等は討論という場がきちんと保障されているので、そこで意見を言うと、質疑と意見ははっきりと分けることになっていますが、委員会の調査事項については別にその後で討論だとか、意見を出す場とい

うのがないことが多いので、もちろんそういうものを設ければ、質疑と討論を分ければいいのだけれども、委員会の中でいろんな提案だとか意見を言うというのは当然の話なのです。ですから、質疑の最中に意見としてこの点についてはこう言うおきますということを、そういう進め方というのをすべきだということなので、述べておきたいと思います。

委員長

今私のほうから説明しましたように、制限いたしませんということですので、ご了解願いたいと思います。

窪之内

今の清水委員の意見に関してですけれども、所管から報告事項があったと、その報告事項に対して意見を述べ、対案を述べ、提案をするということを認めるということですが、私は率直に、報告事項であって、それをどう受けとめるのかということ、いろいろな対案とか提案があれば一般質問という形での場が設けられていると受けとめていたので、その辺の委員会の整理としてはどのように受けとめればいいのかわからないので、改めてお伺いしておきたいと思います。

委員長

会議規則には発言ということで、質疑し、意見を述べるができるとなっているのです。ですから、意見を述べることにしては問題ありません。提案、対案ということについては、いろいろなその場、その場の説明内容等において臨機応変に対応してまいります。意見を述べるということは委員会において問題ないということになっておりますので、別紙のとおり進めさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、別紙のとおり進めることと決定しましたので、所管からの報告事項に入らせていただきます。

#### 1. 所管からの報告事項について

(1)、ごみ処理手数料改定に伴う市民説明会の開催についての説明を求めます。

##### (1) ごみ処理手数料改定に伴う市民説明会の開催について

運上主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木下

担当者含めて何人ぐらいで説明会に行く考えを持っていますか。

運上主査

7月に開催させていただいた説明会同様に、5名前後の体制でお伺いをしていきたいと考えております。

木下

私の町内では、古いごみ袋の買い置き関係がわからない方が相当いらっしゃいますので、この説明会のときにその辺を含めてPRをよろしくお願いします。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

窪之内

この13回でどの程度の市民を集めて説明会を行うという目標を立てていらっしゃるのかと、その他の周知についての5点目で、この説明会終了後、要望等に応じてとなっているのですが、要望等に応じるというよりも、町内会の総会が4月というところも1月総会というところもあると思うのです。町内会の総会にあわせて説明をさせてほしいという形が私は必要ではないかなと思うのです。それと、6時半という時間は、確かに一般的に仕事が終わった時間なのですが、主婦や子育てをしている人たちから見れば、食事の支度が終わり、食事をし、食べさせてという、そういう時間帯で、女性、主婦の参加がどうかということ

が心配になっているのですけれども、その点について何かお考え持っていればお伺いしたいと思います。

運上主査

参加の人数でございますが、前回の計7回の7月の説明会では95名ほどの参加をいただいていたのですけれども、十分な人数ではないことははっきりしてございますので、この3倍ぐらいいは何かご参加をいただけないかと考えているところでございます。

それから、各町内会の総会にあわせてということでお話ございました。この点について、江部乙地区は1月の町内会の総会が多いというのは承知しておりますので、ほかの地区についてはまた違う時期の総会のところが多いということもございまして、この辺少し検討させていただいて、こういった場にこちらから出向いていくというのも先ほどの町内会の要望にお応えしていく部分の一環として検討させていただきたいと思っております。

あと、食事の時間帯、特に主婦の方がお料理をする時間、お子様に食べさせる時間とかご家族に食べさせる時間と確かに重複する時間帯かと思っておりますが、今回の住民説明会は6時半ということで広報にも掲載させていただいている関係上、その時間とかぶってしまう部分のフォローがこの説明会ではできませんけれども、各地域の中の要望にお応えしていく説明会については、各地域の要望の時間に合わせて、日中も含めてということですのでけれども、対応していきたいと考えております。

石川参事

補足させていただきますが、この説明会の前に11月の初め、まちづくり懇談会ということで、そのときに連合町内の方々が集まりますので、今の部分を検討させていただいて、どのような説明会をするか皆さんの意見を聞きたいと思っております。

窪之内

主婦の方の心配もあったのですが、高齢の方の心配というのも1つあって、高齢の方に協力を得て雑紙の分別をやってもらうということであれば、毎月例会をやる老人クラブ、これも老人クラブでやったからといって全体のお年寄りにおける組織率から見ると少ないのですけれども、それでも何らかの効果的な影響を与えると思っておりますので、その辺も含めて今後検討していただければと思いますが、その点についてお伺いします。

運上主査

今お話のあった雑紙の部分については、より多くの市民の皆さんに少しでも資源に回していただくということが重要な観点だと思いますので、こういった集まりのある機会、高齢者の方にもアプローチできる機会について、担当部局とどういった機会がいいか相談をさせていただいて、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

委員長  
清水

そのほか質疑ございますでしょうか。

13カ所のうち、各小学校区でいうと江部乙小地域と第三小地域が各1カ所ということで、これはやはり少ないと思うのです。広い地域で、江部乙だってバスで中央まで来れば幾らとなるわけで、その辺配慮が弱いということですが、今の時点からふやすとなるとまた混乱が出るので、まずこれでやってみて、集まりが少ないと、やはり遠いところから来なかったということであれば、またこれ以降に計画をする考えについて伺います。

2点目は、新たな雑紙の分別というのは非常にわかりづらいもので、これが4月からの収集にいろんな煩わしさとか、大変さを生むのですが、特に集団資源回収とか、これはリサイクル推進員にも説明するということですが、リサ

運上主査

イクル推進員には各推進員に対して郵送案内をしているのか、また集団資源回収の町内会には特別にぜひ来てほしいというような案内を郵送しているのか、もう11日だけれども、まだ2週間あるので、その考えについて伺います。

この地域の会場で十分に網羅をし切れない地域については、参加状況を見ながらということと、各地域の町内会の要望も先ほどお話ししたまちづくり懇談会もございますので、その辺も含めて十分なアプローチができるような形を検討させていただきたいと思います。

それから、リサイクル推進員の方々への案内につきましては、それぞれ個人に発送させていただいております。既に出席のご返事をいただいている方がたくさんおりますけれども、リサイクル推進員の方で11日に参加できない方については、各地域で開催する説明会での参加も呼びかけをさせていただいているところ です。

集団資源回収を行っている町内会等に対してのアプローチはまだ行っていませんので、これについては検討させていただき、集団回収をしている業者との調整も今同時並行でしておりますので、どのようにしたらいいかは回収する業者との協議も含めてさせていただきたいと思います。

清 水

雑紙で先ほどいろんな煩わしさがあるということで、私が特に心配しているのは、紙と他の物質がくっついているもの、あるいはファクス用紙等の紙だけれどもという、この辺についてはどこまで整理ができたのか。当然今の段階で整理できていると思うのですが、その概要について伺っておきたいと思います。

運上主査

雑紙の対象にならない紙について、代表的なものは感熱式のレシートですとか、それから宅急便でよく用いられている複写式の伝票、それから最近多い圧着はがき、こういった類いのものがまず代表的なものと言えます。だめなものの中には、使用済みの水分のついたティッシュや油のついたキッチンペーパーのようなものは当然該当になりませんが、そのほかに各家庭から出てくるもので考えられるものとしては、表面にプラスチック等の表面加工がされているものや中が銀色のパックになっているようなタイプのパッケージのもの、そういったものが対象にならないということで業者との調整はさせていただいているところでございます。あと、わかりづらいものの中に、インクジェットの写真のプリントの光沢紙みたいなもの、こういったものもわかりづらい部分の中に該当するかと思いますので、この点についてサンプルも見ていただきながら説明会ではお話をさせていただきたいと考えております。もう一点、においがしみついているタイプの紙類も該当にならないということで、例えば石けんの個別包装ですとか、洗濯用の粉の洗剤なんかが入っている紙製の容器、これらのものは紙ににおいがしみついている関係もございまして、これらは取り扱いしていただく業者のほうで対象外ということになっております。この辺が代表的なものとなりますので、これらもサンプルを見ていただきながら同じように説明をさせていただきたいと思っております。それ以外のものは、おおむね雑紙として該当になっていきます。出し方についても今回説明をさせていただくことになっておりますけれども、以前の厚生常任委員会の中で説明をさせていただいたように、紙袋に出していただくケースのほかは、これは段ボールと同じ分類にできるということで、段ボールに挟んで出していただいても結構であるということで業者との調整をしております。これらが無い場合はビニール袋もやむなしということでございますので、できるだけ紙袋や段ボールの間に挟

んで出していただいて、市民の皆さんが新しいものを買わないような形で最初  
は対応していただけるような形をとっていきたいと思いますし、どうしてもな  
い場合はビニールの透明な袋でも出せるというような状況で調整を終わってい  
るところでございます。

(「シュレッター」と言う声あり)

運上主査  
委員長  
運上主査

シュレッターの紙ですね、そのままお答えしていいですか。

はい。

シュレッターの紙ですが、まずこの後の状況を見ながら、シュレッターの紙の  
導入についても検討させていただきたいと思っているのですが、4月の段階で  
は導入を見合わせたいと考えております。理由は、今回の雑紙でどの程度紙量  
が出てくるかということで、収集車両の体制が間に合うかどうかというところ  
もあるのと、シュレッターの紙を入れるとルートが多少変わってしまうという  
ところもあって、コスト的な面も含めて少し検討の時間をいただいて対応した  
いと考えております。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(2)、最終処分場の残余容量調査の結果についての説明を求めます。

## (2) 最終処分場の残余容量調査の結果について

原田副主幹  
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

1点、検討しているかどうかということでお聞きしたいのですが、厚生常任委  
員会のさきの視察で東京都調布市に行きましたところ、広域でエコセメントを  
始めたと、日の出町にその施設を設置してあるのですが、資料をきょうは持つ  
ていませんが、4,000トンから七、八百トンまで埋め立て量が減ったというこ  
とですが、エコセメント自体が新たな技術で、規模の程度にもよると思うので  
すが、施設代だとかで年間2億円かかると、もう既に7年後には新たな埋め立  
場がスタートということですから、次の検討にもう入っていると思うのですが、  
そういったものについて検討されていますか。

石川参事

日の出町といいますと、東京都全体のベッドタウンだと思います。行ったこと  
はありませんので、清水委員のお話の内容を推測しながらということなのですが、  
エコセメントということはきっと焼却灰をセメントにして、埋めるのを  
やめるという、そういうような技術かと思っています。それで、今回最終処分  
場を新しく検討するに当たっては、焼却灰は対象物にはなってございません。  
焼却灰は今広域連合で持っている最終処分場に入れますので、それは対象物に  
ならないということから、この検討自体は逆に言うとしなくてもいいというこ  
とで、あとは今やっている減量化の分別ですとか、今一番最終処分場へ行くの  
はリサイクルからということになりますので、今のところ現状の検討にな  
るのかと思っています

委員長  
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

この埋め立て可能年数を例えば1年ふやそうとしても、かなりのものを減らさ  
なければならないわけですが、そういう点で可能性がもしあるとすれば、  
大型の木材とか、例えば一定修理をして利用が可能なものを破碎して、埋め立



てに持っていかないというようなことしかないのか、埋め立てそのものを減らすための有効な手段というのはもう余り考えられないという、現時点ではそのように受けとめていいのかどうかお伺いします。

石川参事

特に木材についてでございますが、リサイクルンに入ったときに木材などは粉砕されて、今現在エリエールの焼却の燃料としてリサイクルンでは売っております。たしかもう3年以上たつと思いますが、逆にお金をもらうということで売っている状況でございます。ですので、今のところこれ以上なかなか削減はできないのかなど。ただ、今後の見通しとしては、今し尿の汚泥が来ておりますが、し尿の部分が今度奈井江町に行きますので、その分が減ってくるという状況でございます。

窪之内

し尿の汚泥が減るということは予測には入っていないと、減っても余りその年度には関係ないということでしょうか。

石川参事

今のし尿の関係は、もう既にわかっていることでございますので、今回の検討の中には既に入っております。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(3)、たきかわ「環のまち」物語年次報告書(平成24年度評価版)についての説明を求めます。

### (3) たきかわ「環のまち」物語年次報告書(平成24年度評価版)について

(別紙資料に基づき説明する。)

大橋主査

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

ここで所管の入れかえをいたしますので暫時休憩といたします。

2時15分から再開いたします。休憩いたします。

休 憩 14:08

再 開 14:16

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで一般の方の傍聴を許可します。

先ほど厚生常任委員会の進め方等につきまして各委員の皆さんからご承認いただきましたので、その委員会の進め方等につきまして若干委員長の私から所管の皆さんに説明させていただきます。

まず、各委員の皆さんが質疑の内容を十分に吟味して、その質疑の内容につきましても責任を持って発言をしていただくということです。また、所管から事前に確認できる内容は極力事前に確認し、質疑の内容につきましても精査をして質疑を行っていただくこと。所管からの答弁に対し、各委員が意見や提案、対案等について発言することの制限はいたしません。また、所管から各委員に対して、質疑の内容等が不明瞭であったり質疑の内容が確認できない場合は、その説明を求めることができます。各委員は、質疑の内容をその点からも明確にするようにしていただくと。また、所管からのご答弁に対しましては、その答弁に対し責任を持って発言できる担当職員が説明を行うようにしてください。補足説明がある場合は、他の職員の発言も認めます。

以上、このような点に注意をされまして今後委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、所管から前回委員会での答弁に訂正があるということですので、その発言を認めます。

松澤課長

前回清水委員からご質疑がございましたユニットを取り入れた場合の負担の増額、月額幾らになるかという部分で、月額1万5,000円から4万9,500円の間になりますので、よろしく願いいたします。

清 水

答弁の訂正がある場合は、どういう答弁をして、どこが間違っていて、訂正内容はこうですというようにしないとわかりません。

松澤課長

失礼いたしました。

前回の答弁で金額的に月額1万5,000円から4万円ちょっとということでご答弁差し上げましたけれども、そのときに数字がはっきりしていませんでしたので、今回数字を確認いたしましたので、訂正させていただくということになります。

委員 長

それでは、(1)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について、①、建物残存価格についての説明を求めます。

#### (1) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

##### ①建物残存価格について

深村副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

今回この内容につきましては、説明の内容についての意見ではなく、説明の内容で理解ができなかった部分についての質疑を認めます。質疑ございますでしょうか。

清 水

今の説明では、無償譲渡の場合でも事業団は減価償却できるかのように聞こえたのですが、そういうことを説明したのですか。

深村副主幹

今回のケースについては、無償譲渡ということで譲渡代金というのは発生しません。譲渡を受けた後、事業団側は自己の財産としてそれを資産計上していかなければなりません。したがって、後年次の再整備経費として減価償却を積んでいくことになるかと思えます。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

木 下

この残存価格の中で、高齢者施設のデイサービスと老健について、これどのように分けていますか。

それと、もう一つは、西町デイと花月と三世代で3つに分けていますが、この辺がわからないので教えてください。

国嶋課長

建築したときにデイサービスセンターと老健の床面積で分けています。西町につきましては1階が西町のデイサービスセンター、上は三世代交流センター、花月につきましても保育所の部分と児童館の部分の床面積は建築当時から分けておりますので、それに連動した残存価格となります。

木 下

あくまでも床面積で分けているという考え方でよろしいのでしょうか。

国嶋課長

床面積に伴いまして、それに伴う設備費用全てを建築の当時から、それぞれ施設ごとの補助申請等が違いますので、分けてございます。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

田 村

この内容はよくわかったのですが、この無償譲渡のほかにも事業団が独自に持っている部分があると思いますが、参考までにどれくらいあるか教えてください。

深村副主幹 私どもで押さえておりますのは、現在事業団の本部として使用しておりますい  
こいの家と、昨年取得をいたしました赤平工場、大きなものとしてはこの2つ  
を把握しております。

田 村 これに対する減価償却は、もし無償譲渡された場合この減価償却にこれも加わ  
って減価償却するということなのか伺います。

深村副主幹 あくまでもこちらでお示したのは市からの譲渡予定施設についてのみであり  
ますので、それに足した状態で減価償却を行っていくこととなります。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、続きまして、前回の委員会の説明についての質疑をお受けいたしま  
す。質疑ございますでしょうか。

窪之内 日程としては15日に報告予定だった事業団経営シミュレーション、協定書案と  
いうのが前回の委員会の中で次回以降になるということはお聞きはしていたの  
ですけれども、今回も出てこない。それで、今回の報告予定である事業移管  
計画案、事業団の中期経営計画案とか今後のスケジュールとか含めて、どの程  
度こういった内容が延びることになるのかについて確認しておきます。

深村副主幹 確かに当初予定しておりました報告内容が今回1つについてのみで、その他に  
つきましては次回以降にさせていただきたいと考えています。次回以降になり  
ますので、早ければ11月8日、それから次でありますと21日ありますが、な  
るべくは8日に提出できるよう資料整理を進めていきたいと考えております。

窪之内 事業団の経営シミュレーションと協定書案が8日になるということなのか、当  
初では今回報告だった事業移管計画案等も含めて8日に全て報告できるとい  
うことなのかについて伺います。

深村副主幹 当初予定しておりました事業移管計画案につきましては、この施設譲渡にかか  
ります全てのこれまでご説明してきた経過をまとめたというものになります  
ので、そうなりますと21日が中心になろうかとお理解いただければと思います。  
その他の資料につきましては、前段説明をし、質疑をいただいて、計画案の中  
に盛り込むべき内容と理解しておりますことから、8日を中心に提出していき  
たいと考えております。

佐々木部長 当初提示したものより、今後の方向性をより深く探っていくうちにおくれまし  
て、大変申しわけございません。それで、シミュレーションと協定書が一番中  
核というか、最後の部分となりますので、今お話ししましたように少しでも早  
く出していきたいと思えます。それらが全部まとまったものが最後の計画書と  
なります。繰り返しとなりますがよろしくお願ひします。

清 水 今の状況だと11月21日まで、当初10月28日までに予定したものがずれ込むとい  
うことはもう確定したと思うのです。審議会関係への報告や、まさか市民に全  
く説明もしないで20億円近い財産譲渡の議決を議会に求めるということには僕  
はならないと思うのだけれども、もうこの時点で既に4定での第1回目の財産  
処分議案は難しいのではないですか、部長の考え方を聞いておきます。

佐々木部長 当初計画というか、お見せした計画では4定と1定ということでこちらも目標  
として議決を諮りたいと思っていたのですけれども、今の流れからいったら私  
も12月は難しいと思っております。いずれにしろ、年度内に処理、対応をして  
いきたいと考えております。

委員長 若干休憩いたします。

休 憩 14:35

再 開 14:36

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
それでは、前回の委員会での説明内容についての質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

窪之内 通告をしていますので、それに基づいて質疑したいと思いますが、譲渡予定施設の方向性についてという報告があった、これについての質疑ですが、報告に沿っての1番目、障がい者施設、平成25年10月からバスによる送迎を開始したということが報告されていましたが、どんなバスで、定員は何名のバスで送迎を開始しているのか、運転手の身分はどうなっているのか、事業団が独自に購入したものなのか、また送迎の内容は、通所者の全員を自宅まで送迎しているのか、まだ定員には満たないわけですが、定員全員が通所した場合に、それらの人も含めて送迎は可能なかどうか。

2番目に、障がい者施設の運営において配置しなければならない有資格者の配置基準の有無と現状の有資格者についてお伺いします。

3番目、更生園、新生園、それぞれの作業工賃の支払いの基準額及び施設譲渡により工賃への影響は考えられるのかどうかお伺いします。

4番目、工賃から考えると、更生園はともかく、新生園の入所者が少ないというのはなぜなのか。譲渡した場合の通所者確保について市と事業団の役割や責任はどうなるのか。なぜ聞くのかというと、個人情報保護の関係でいろんな障がい者の情報が例えば民生委員にも知られないということがあって、そういう中で障がい者の方たちの情報が民間団体である事業団にそのまま行くというのは個人情報保護という関係でいえないということがあって、その辺で通所者確保をする上で障害があるのではないかということでの質疑です。

委員長 窪之内委員、一般傍聴人もおられますので、一度にやっけてしまいますと非常にわかりづらいので、区切らせていただいてよろしいですか。

窪之内 国嶋課長 はい、いいです。

まず、バスについてですが、バスにつきましては26人乗りのマイクロバスであります。車椅子等のリフトはついておりません。運転手の身分といたしましては、現状施設の職員、正規職員と嘱託職員の交代制で実施をしております。また、バスの購入についてですが、これについては事業団が独自にリース契約で購入をされております。次に、通所者全員を自宅まで送迎しているのかということですが、現在新生園に限らず、送迎については希望者の方のみでございます。ルートですが、自宅の前の方もいらっしゃいますし、また、時間短縮の関係から、自宅前近くに集合していただいで乗車しているというケースもあるそうでございます。通所者がふえた場合の対応ですが、現在マイクロバスで運行しておりますが、施設が所有しておりますボンゴ車等もございますので、ルート調整、またピストン運送等、最大35名までは対応ではないかと施設では判断しております。現状利用されている方は25名です。10月から開始しておりますが、正式に送迎の加算、これを申請していただくことになるのは11月1日からになります。

次に、障がい者施設の有資格者の配置基準の有無等についてですが、有資格者の配置基準については、就労支援施設の配置基準、設備基準がございますので、それに伴って有資格者の配置をしております。再度申し上げますと、施設の種

別といたしましては、障がい者の総合支援法に基づく就労継続支援施設B型になります。新生園も更生園も同じ種類になります。有資格者としていたしましては、まず施設管理者、これが必要になります。資格要件としていたしましては、社会福祉主事の資格を持っている者、社会福祉事業に2年以上従事している者、企業経営の経験がある者、社会福祉施設長の認定講習の修了者ということになっておりまして、現在新生園と更生園、両施設の兼務の者を1名、管理者として置いております。次に有資格者の配置が必要なものについては、サービス管理責任者というものがあまして、これの資格要件については障がい者の保健、医療、福祉、就労、教育、そちらの分野において直接支援をした者、相談支援等の業務の実務経験が3年から10年ある者、これは経験の中身ですとか保有している資格によって必要な実務年数に違いがございます。相談支援事業者の初任者研修、サービス管理責任者研修の修了者、これの両方の資格を満たす必要がございます。利用者が60人以下の場合は1人以上の配置ということになっておりますので、これにつきましても1名の者を更生園と新生園兼務で発令しております。そのほか、役職としていたしましては職業指導員、生活支援員等の職名で職員を配置しておりますが、これについては特段の資格要件はございません。次に、更生園と新生園の作業工賃についてですが、基準額としていたしましては、更生園については固定給が4万2,000円と能力給、皆勤の割り増し給という構成になっております。新生園につきましては、実態考査と出席率による基準給と加給になっておりますが、実態考査の考察点によりまして1,000円から6,000円、出席率によりまして2,500円から1万円、加給金としていたしましては1日700円、1月と8月には勤勉手当、これも一律3,000円という支給基準を設けております。譲渡により工賃への影響は考えられるのかということですが、譲渡イコール工賃への影響はないと判断しております。ただ、譲渡いかんにかかわらず、通所者の方に支給する工賃については、その生産活動、更生園についてはクリーニング、新生園についてはアイガモ、花卉栽培、それらの収入から必要経費を引いて、浮いた分、それを工賃に充てるという基準になっております。ただ、基準でございますので、必然的に受注量が減った場合、販売量が減った場合については、これは譲渡のいかんにかかわらず、工賃の見直しは必要になると考えております。ただ、工賃が生活基盤になっている。障害年金プラス工賃で生活をされているという方も多くいらっしゃいますので、施設側との協議の中でも、可能な限り現状を維持するように業務量も確保したいと。また、見直す場合これは事前に、受注量が減ったから来月から減らしますというような扱いではなく、通所者の方への十分な説明と一定の猶予期間は当然福祉法人として必要だろうと考えております。

次に、新生園の通所者が少ない理由と譲渡した場合通所者の確保について市と事業団の役割、責任ということですが、工賃の関係から、従来新生園に通所されていた方で隣の更生園に通所先を変更した方が9名いらっしゃいます。これは、施設基準が新法になり、身体、知的の区別がなくなって、同じ種類の施設になったと、知的障がい者の方で新生園に通われていた方も、できる作業の中で更生園に移られた方が9名いるということが1つ。また、新たな通所先事業所の新規開設が市内、また砂川、近隣等でもありますので、これは利用者の選択肢が広がっているのも一つの理由ではないかと考えております。現在高等養護学校等の実習の受け入れというのは以前から行っておりますが、より積極的

な確保のためには周知、PRはさらに必要だろうと、実際過去においてはその辺の取り組みはやはり不十分だったと反省しております。譲渡後についてですが、市といたしましては通所者確保について責任を負うということはありません。ただ、優先的に通所者の方を新生園に紹介するということも、ほかの事業所と同じですので、立場上できなくなります。同じように、相談支援、ご相談があった場合の通所先の一例としての紹介、助言等になると思いますが、先ほどお話ありました個人情報保護という点につきましては、今も私どもから障がいの程度等の情報を事業団に提供するということはありません。あくまでもご本人が契約として施設と契約を結んで通所先を決定すると、その際に必要なのがその方の障がいの程度区分という判定が必要になります。それについては、私ども市のほうに申請があって、認定審査の判定で1から6までの基準が設けられますが、その中で更生園を通所先として選択する場合は、その方が更生園に申請をして契約を交わすということになります。

窪之内

1点目、バスの件で、市が買ったものではないので、こういう形で再質疑していいのかというのはあるのですけれども、送迎のみのためにバスを買ったとは思えないのです。また、送迎のみのために買ったとしたら、数百万円単位のものだと思うので、意味がないので、バスは何のために活用しようという考えで買ったのかということがわかっていればお伺いしたいということが1つです。それと、有資格者の配置ですけれども、今でいうと施設の種類の同じになったかもしれないけれども、新生園と更生園と別々にあるときに兼務での有資格者ということはいかなるものかという気はするのです。当然昔であれば、新生園の園長、更生園の園長という形でいたと思うので、そういう点で兼務という形を今後も続けられるのかということは、同じ就労支援のB型となって、施設の統合ということも今後の検討ということで前回の報告にあったと思うのですけれども、こういう現状のもとで新生園と更生園でやられている事業が違っているというときに、兼務という形での有資格者の配置は基準外と言えるのではないかなと思うのですが、その辺の法的なことも含めての見解をお伺いしたいと思います。

国嶋課長

バスを買った目的につきましては、やはり主目的は送迎になります。施設のイベント等にも活用はできます。また、新生園は、法人として購入しておりますので、そのほかの施設にも、例えば必要があるときはそれは貸し出せる、使えるということになると思います。また、購入に至る経緯ですけれども、今年度新生園の通所者が伸びないということをご報告申し上げたとおり、収入が大きく目減りしております。その中で施設側と協議した中で、利便性を高めるために、また加算、片道270円ですが、そちらの加算収入も得るために、より収益性の高い体制にしたいということで相談がありましたが、相談があって、残念ながら、市で2カ月後に300万円、500万円のバスを購入する予算を組めるかという現状組めません。その中で事業団と話をした中で、ではということで、事業団が以前収益の中で法人として剰余金で蓄えている中から取り組んでいただいたという経緯でございます。

また、有資格者の配置については、法的には常勤の管理者を置くということになっておりますが、業務に支障のない限り兼務は可能とされておりますので、法的に問題はございません。また、園長、副園長という名称の者と管理者はまた別になります。あくまでも障害のサービスについての管理者として全体の施設

を見ると。また、サービス管理責任者につきましても兼務でございますけれども、これについては適切なサービスの提供者の利用の計画ですとか、それに伴うサービス料の請求ですとか、そちらが主の業務になります。現在更生園が定員30名、新生園が20名の中でやっておりますので、人員の数的にも兼務の体制というのは支障はないと判断しております。将来的なことで統合についてもお話ししましたけれども、私どもとしても新生園の通所者があと四、五名ふえれば、統合して管理者等もより責任が一本化された上で体制的にも収益の増が見込めると見ておりますので、これについては新生園、更生園も同じ見解でありますので、時期を見て、より高収益の体制が組めるのであれば、そういった統合も将来的には、もし譲渡後であったとしても取り組む内容になると考えております。

窪之内

それでは、保育所の質疑に入りたいと思います。

1番目ですが、施設譲渡後、事業団が独自に新たな保育サービスや施設を活用した子育てサービス等を実施することは可能かどうかという質疑なのですが、なぜかという、保育の入所の場合は全体として行って、認可保育所という形になるのだと思うのですが、民間として施設も受けた場合に、民間独自のサービスをやるということがもし可能になったとすれば、他の市立保育所との差が出てくる可能性がある、その辺でそういうことが可能なかどうかということをお聞きします。

2番目、滝川市子ども・子育て支援事業計画において、ニーズ調査に基づく保育料の把握及び提供体制の確保が必要となっていることから、滝川市子ども・子育て会議において意見を諮る必要があると前回の方向性のところについて報告されているわけですが、意見を諮る時期というのはいつになるのか、また譲渡決定後の場合はこの会議における意見というのは事業団を拘束するものとなるのかどうかをお伺いしたいと思います。

3番目、社会福祉事業団運営の保育所に対する指導的役割を果たすべく、中央保育所、二の坂保育所は直営で運営するとなっておりますが、現行ではどのような形で指導的役割をこの2つの保育所が果たしているのか。私は、指導ではなく、お互いに高め合い、よりよい保育を目指すといった関係が、市の保育所と事業団の保育所の関係でも対等な関係がある程度必要ではないのかと思っておりますので、そういう指導と保育の向上という関係ではどういった関係になるのかということをお伺いいたします。保育所の件では3点です。

中川部次長

まず1番目の事業団が独自の保育サービスを展開することが可能かどうかということですが、もちろん保育サービスを提供する事業者でございますので、保護者の要望に応えた新たなサービス提供というのは市としても大いに期待したいと思っております。先ほど、差別化を図るといような意味合いなのかもしれませんが、そういった意味でも事業団独自で運営されていくということは我々も期待したいと思っております。

あと、2番目の子ども・子育て支援事業計画の中身でございます。意見を諮るという時期の関係と事業団を拘束することになるのかというご質疑ですが、この計画は平成27年度からスタートする5カ年の計画ということになっております。11月中には第1回目を開きたいと思っておりますが、今年度から会議を立ち上げて、26年度中に作成したいと思っております。スタート時期が27年度ということなので、今年度すぐ計画をつくるということではございません。この

計画については、市民の保育の需要、保育サービス、そういった需要に応じて市が5カ年の間に実施すべき子育て支援に関する事業を記載することになっておりまして、我々が計画的にやらなければいけないこと、その中には民間の事業者に誘導を図るということもあります。この会議の中では社会福祉事業団など子育て支援にかかわっていらっしゃいます方々の会議への参加というのをお願いしておりますけれども、ただこの会議での発言の内容ですとか、あるいは計画に記載された中身が事業団とかそういった方々を拘束するということにはなっておりません。あくまでも市が実施しなければならない子育て支援施策について網羅したいと考えているところでございます。

3番目の市の保育所が指導的役割、どういった役割を果たして、これからを含めてもどういった関係で行っていくかということだと思っておりますが、滝川市では直営で保育事業を行ってきておりまして、途中事業団にもお願いする形で保育の事業を行ってきておりますが、この間例えば乳幼児の保育ですとか産休明けの保育、あるいは障がい児保育、病後児の保育、そういったものにつきましては直営の公立保育所がいち早く取り組んで、ほかの事業者の保育所に広げていったという経過になっております。また、日ごろから保育の質を維持、向上させるために、事業団運営の保育所の職員の方も含めて所長会議、主任会議、給食会議と、そういったものを毎月開催しておりますけれども、市の職員が全て会議の中身をリードしているということではなくて、事業団の職員の方にも役割分担を担っていただいて、会議の議長を今月は事業団の保育所の所長に務めていただくとか、そういった役割分担を行って、保育に関する打ち合わせとか事務連絡等を行っているところです。委員からご質疑いただきましたように、市が一方向的に指導するという形ではなくて、ともに研さんし、高め合うといった立場で今後もこういった関係で続けていきたいと思っております。

窪之内

1番目は、事業団が民間として運営するということになる保育所なので、そういった独自のサービスをどんどん取り入れていくということは期待したいということだったので、そこはそれでいいと思います。

ただ、2番目についてですが、これはなぜ質疑したのかということ、結局27年からの計画のときに、なぜわざわざ今譲渡が問題になっているときにこの会議に意見を聞くということを入れなければならないのかということが不思議だったからなのです。だから、譲渡はこうやって今この委員会で検討していて、もう既に年度内に譲渡を決めようとしているときに、何で27年度からの子ども会議にこの譲渡問題の意見を諮る必要も場も、そんなことがあるのかということが、そういうことでなければ、譲渡と関係なくて保育の内容のことだけであれば、わざわざ譲渡のことにこのことを入れる必要はなかったのではないと思っておりますので、その辺この子ども会議に意見を諮るということが譲渡と何か関係あることなのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

最後の質疑ですが、今回厚生常任委員会で京都に行ってきました。そこでは、京都市内の民間、公営を問わず、保育所と幼稚園の経営陣が一緒になって連絡会議を開いているのです。その中でいろんな意見交換をやっていて、京都市全体をどうしていくかということを考えているということを見てきて、改めて指導と指導を受けるという側ではなくて対等の立場でこれからの保育所のあり方を考えていくという、子供の育て方を考えていくというような、先ほどは所長会議とか主任会議と言っていたのですけれども、そういう所長会議、主任会



中川部次長

議ということよりも、また対等な立場なのだという形での組織的なものをつくる必要を感じているのですが、この辺についてもお伺いしたいと思います。  
まず、最初子ども・子育て会議の中で意見を交換するのに、事業団のほうからの意見聴取と譲渡とのかかわりはどうなのだというお話だったのですが、子ども・子育て会議というのは先ほど申しましたように5年間の計画を立てるために、実際に保育に、子育て支援に携わっている事業者の方がお集まりいただくということで、この中には幼稚園、市内に私立の幼稚園2園ありますが、そういったところですか、あと保育の関係者ということで、当然公立の保育所と事業団にお願いしている保育所と2種類あるわけでございまして、特に譲渡があるなしにかかわらず、それとは全く関係なく、要は幅広く直接子供に携わっているお仕事をなさっている方から、今後の5カ年の滝川市として取り組むべき子育て支援の事業は例えばこういったものに重点を置くのか、あるいは新たな事業としてこういった保育の需要なり子育てのニーズがあるから、そういったものに取り組むべきといったご意見を平場でいただくといえますか、日ごろの保育の事業を営む中で必要と感じていることなどを自由にご意見をいただくと考えております。

それとかかわりがあるのですけれども、2番目の質疑で京都では全体として対等な立場で意見交換をしている場があるということでございましたけれども、まさしく子ども・子育て会議というのはこの計画をつくったら終了ということではなくて、計画を実施後もフォローアップといいますか、検証していただくという役割もございますので、計画をつくって、その会議は終了ということではないものですから、ある程度長い期間、長いスパンの中で委員になっていただいた方々からご意見をいただいたり、5年たてばまた新しい計画を立てなければいけないということになりますから、そのときにまた次期の計画についてのご意見をいただくということも可能といいますか、やらなければいけないと思っておりますので、そういった形では委員がおっしゃったような対等な立場で意見交換できる場だと考えております。

窪之内

1点だけ確認しますが、子ども・子育て会議で事業団の保育所の施設譲渡が云々ということが出てくるものではないと、あくまでも保育を運営している、その中身については出てくるけれども、施設譲渡のことについて意見を聞くということは全くないと確認してよろしいですか。

中川部次長  
窪之内

委員のおっしゃるとおりでございます。

それでは、次の高齢者施設のほうをお伺いいたします。高齢者施設、養護老人ホームと軽費老人ホームにかかわって、施設整備の際に特定施設入所者介護としての運営を考える場合、介護サービス提供のための整備も必要となるわけですが、どのようなサービス提供を考えているのか、また建設費用への影響額があるのかどうかお伺いしたいと思います。

次、特別養護老人ホームですが、現状では200床のうち50床が認知症対応ということになっていますが、建てかえに当たっての認知症の対応型のベッドについてどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

次、緑寿園の調理場と食堂についてですが、建てかえ後の調理場と食堂についての考えですが、施設ごとに調理場を置き、そして食堂を置くのか、調理場は全施設を対応としたものと考えていらっしゃるのか、機能的な面、それから建設費の面も含めていろいろ検討されたと思っておりますので、それについてお伺い

したいと思います。

次、ナイスケアすずかけですが、この施設の本来の目的は早期の在宅復帰を実現するという施設の位置づけですけれども、実際に在宅復帰が実現した入所者というのは過去5年間でどの程度いらっしゃるのか。また、ナイスケアすずかけが緑寿園の待機施設となりつつあると見えることもあるものですから、他の施設入所のために退所した過去5年間の退所者数についてお伺いいたします。ナイスケアは、前は長い人で新設からずっと入っているという人もいらっしゃったわけですが、本来の目的からいえばあり得ない。3カ月に1度でしたか、6カ月に1度、そういう入所が必要かどうかのことをやりながらも、なおかつ1年以上、3年以上、5年以上入所しているそれぞれの現在の入所者数をお伺いいたします。特養入所のための待機施設となっているのではないかと考えるのですが、実態はそうになっているのか、またはそうではないのかどうかについてお伺いしたいと思います。

須藤主査

養護老人ホーム、軽費老人ホームの特定施設入居者生活介護を導入した際にどのようなサービス提供、そして建設費用への影響額はということですが、まず特定施設入居者生活介護の運営基準につきましては、特定施設に入居をされている要介護者の方に対しまして施設の中にいますケアマネージャーが特定施設サービス計画を作成いたします。その計画に基づいて、これは介護施設と同じなのですが、入浴、排せつ、食事などの介護、そして洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、この中には安否確認も含まれますけれども、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養所の世話を提供するサービスということで規定をされています。そのようなことを踏まえて、サービス提供に当たりますはそもそもの介護保険制度の理念、目的であります要介護状態の軽減、悪化防止というのはもとより、日常生活の支援の中で利用される入所されている方の持つ力を最大限に生かしていきたい、そして、せっかく施設に希望して入っていただいておりますので、少しでも長く施設生活が続けられるように、そして自分らしく生活が送れるように支援をしていくことが必要だと思っております。なお、建設費用につきましては、人員基準では介護職員を置かなければなりませんので、多少の影響はあるかと思っておりますけれども、建設費用につきましては特段ほとんど影響はないと考えております。

続きまして、特別養護老人ホームの認知症専用棟の関係であります。ご質疑にある50床につきましては、高齢社会にいち早く対応するために、まだ認知症という言葉が一般的ではない平成元年に、特別に介護を要する老人専用棟として認知症対応棟を整備した経過がございます。その後平成12年に介護保険制度が導入されますけれども、現在に至りましては認知症が社会問題として取り上げられているということも踏まえて、一般的になってきていると捉えております。また、委員もご承知のとおり、緑寿園につきましては入所の際に入所判定会議を施設内で開いております。その会議の中では、要介護度、精神症状、行動障がい、介護者の状況等を総合的に判断して5段階で優先度を決定しておりますので、新施設になっても特別なくくりを設けるつもりはございません。一般の方と同様に基本的には対応していくという形になるかと思っております。

続きまして、緑寿園の調理場と食堂の関係でございます。施設の整備方針につきましては、具体的な設計がこれからの作業となりますので、何とも言いえないところではありますけれども、使いやすい機能的な施設形態に配慮していき

いと考えておりますし、事業団側も道内施設の見学をしていると聞いております。また、施設の施設長のみならず、介護員ですとか現場の職員も実際に見学をして、どういう施設形態がいいのかということをお勉強しに行っているというふうに聞いておりますので、その辺も事業団と話をしながら詰めていかなければならない部分と思っております。

次、老人保健施設すずかけの関係です。本来の目的である在宅復帰の人数ということで、年度ごとで在宅復帰が実現した入所者数をお話をさせていただきます。平成20年度につきましては11名、21年度が9名、22年度が11名、平成23年度が3名、24年度が2名となっております。こう見ると、在宅復帰をされる方は年々減少傾向にあると思います。要因としては、そもそも入所される際に要介護度が高い方の入所がふえているということもありますので、なかなか在宅復帰に至らないということになろうかと思っております。続きまして、ほかの施設入所のための退所者数です。こちらにつきましては、長期入院のために退所される方も含む数字を答弁させていただきます。平成20年度30名、平成21年度45名、平成22年度46名、平成23年度24名、平成24年度が29名となっております。入所期間の関係です。こちらにつきましては、1年以上が32名、3年以上が10名、5年以上が6名ということで、近年かなり雪が多かったということで、家の状況ですとか家族の家庭環境のことですとか、在宅復帰ができるケースは少なくなってきたと思います。特養入所のための待機施設となっているのではないかとご質問ですけれども、先ほどもお話ししたとおり、施設入所申請をされる方の年齢、そして要介護度が年々高くなってきております。また、身体、精神状況、家庭環境から在宅復帰が入所の時点から困難なケースがふえてきております。ご質問のとおり、特養を初めとするほかの施設入所への待機場所になっているという点につきましては、現実的にはそうなっているということはお認めないところだと思っております。ただ、今後においてもその老人保健施設の目的、役割を念頭に入れつつ、その方の状態に合ったケア、運営をしていく必要があると思っております。

## 窪之内

調理場との関係ですが、学校の給食施設だとかなり厳しい基準があるのです。そういった形では、老人施設に対する面積的なものとか床の状態とか材料の搬入の際の規定とか、そういったものの基準みたいなものが示されているのかどうかについてまずは伺いたい。それが1点と、ナイスケアすずかけだけでなく、特養そのものが今後介護度3以上の入所しか認めないという状況になった場合に、現状でもすずかけそのものの要介護度が高くなってきているというのは、待機者がいるからこういうことになってくると、現実的に待機施設になっているところで本来の目的である在宅復帰を目指すということになると、先ほどの入所者のいろんな状況に応じたケアをしていくということが、それで在宅復帰を目指すということが可能な施設となり得るのかというのがすごく不安というか、ならないのではないのかと思うのですが、その辺はどのように考えているのか。ですから、すずかけそのものの施設のありようを今後どう考えていくのかというのは考え直すべきなのかなと、在宅復帰施設ということそのまますべてまっさらでいいのかというような気持ちがないわけではないのですが、そういう形で設置した以上、目的を変更するというにはならないと思うのですが、ただそういう中でも現実合った施設運用のあり方というのを考えていく必要があると思うのですが、その点はどんなふうにお考えですか。

かお伺いしたいと思います。

須藤主査

ただいまのすずかけの関係でありますけれども、老人保健施設の運営基準の中では、包括的ケアサービス施設、これは医療と福祉サービスを統合した施設です。それと、リハビリテーション施設、集中的な一時期のリハビリを行います。それと、在宅復帰施設、これは老人保健施設に入所して、リハビリのもとで家庭への復帰を目指す施設。もう一つは、在宅生活支援施設、こちらは在宅に戻れるように、リハビリテーションをしながら、あとは生活相談をしながら、ご家族がいればご家族の相談に乗りながら支援をしていきます。それと、もう一点は、これは直接本人とは関係がございませんけれども、地域に根差した施設ということで、老人保健施設自体が地域と一緒にあって利用者とともに支援をしていくというものでございます。委員のおっしゃるとおり、老人保健施設そのものの運営基準が先ほどのお話のとおりとなっております。根本からかえるということはなかなか難しいですけれども、先ほどもお話ししたとおり、その方の状態に合った、要介護度が高い方であれば、例えば一例でいけば自分で御飯を食べられるようになるということが自立の一つだと思います。在宅復帰だけではなくて、おむつを外すだとか、そういった一つ一つのケアが必要なのだと。今後特別養護老人ホームが介護度3以上になる予定でございますけれども、当然そうならば介護度1、2の方が入所されてくるのかと思います。そうした場合同じについては、当然本来の目的ということになりますので、在宅復帰を目指して、これは難しいのは身体状況だけではない状況であります。家庭環境ですとか、あとは家屋の状況だとか、いろいろなものも総合的に踏まえた中で総合的に支援をしていかなければいけないと思っています。ですから、基本は在宅復帰ではありますけれども、その介護度や置かれている状況に合わせて支援をしていくというスタンスでございます。

深村副主幹

老人ホームにつきましても、学校と同様に大量給食調理施設として位置づけられておりますことから、しかるべき基準に沿って運営を行わなければならないとなっておりますし、また定期的に保健所の検査も入っている状況であります。

窪之内

全体として1点お聞きしたいのですが、今譲渡しようとしている施設は障がい者施設、保育所、高齢者施設と、それぞれが専門的な知識や能力を要する施設であります。その運営のためには、現場だけではなく管理する側にも一定の専門家集団が私は必要だと思うのです。そういう管理する側の専門的な知識がなければ、現場の把握も責任もとっていけないと思うのですが、事業団の現状の体制でそういった専門家集団という観点から考えて十分だと考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

国嶋課長

現在結論といたしましては、現状の体制が所管としましては十分だと判断しております。なぜかと申しますと、本部の体制のことだと思いますけれども、組織運営の体制をどう設定するかということはやはり法人としての判断になると思われましても、現在全体を統括する常務理事が事務局は総務と経理の機能を果たしております。そのほかに施設長会議、また法人の運営推進委員会で福祉課題等について協議した上で、評議員会、理事会を経て決定するという体制になっております。また、10月1日付で今回の譲渡問題に関しましては事業移管推進室が設置されて、専任職員が配置されております。本部体制といえますのは、事業収入を生む部門ではございません。その中で体制については、やはり収支上はコンパクトであるにこしたことはない、また、専門家集団が確か

に存在するにこしたこともないと思います。ただ、社会福祉法人として特段の管理が必要な事業推進と収支とのバランスをどうとるかということが需要として考えられると思いますけれども、組織として過去にも人事異動等で高齢者介護の施設から障がいの施設、また施設間の異動と、また専門職員を本部局員として配置したという人事異動もやってきております。将来的には専門家集団の中から例えば本部の管理機能である事務局長なりというのが生まれる体制の人事異動の下地はつくられてきていると判断しております。また、ほかの法人の配置等も幾つか調べてみましたけれども、経理、総務部門だけというのがかなり多いです。かなり大手、大きな組織で余力があるようなところは、総務の中にも企画部門があったり、いろんな分野で人を配置しているところもございましたけれども、事業団規模のほかの法人等を見ましても、事業推進についての専任の部署を設けているということは、例えば建てかえのときに今回のような正式なそういった部署を設けるですとか、そういった対応をしているところでもありますので、現状今の体制については所管としては十分ではないかという判断をしております。

窪之内 体制のことですが、今本部の中にいる職員の中では社会福祉主事とか、そういった専門的な知識を有する人はいないと考えていいのでしょうか。

国嶋課長 現在、先ほどの事業移管推進室が設けられて、そこに配置しているのは市の元職員でありますけれども、社会福祉主事の資格は持っております。

窪之内 次の質疑者がいるので、やめようと思いますが、提出した質疑通告のときに数字上の問題で1点指摘したところがあったので、その点についての報告を受けて終わりとしたいと思います。

深村副主幹 前回追加の資料として施設整備をした際のそれぞれのシミュレーションの資料を提出いたしました。その中で、軽費老人ホームの28年度の建てかえ工事のところで事業費5億3,565万円と記載していたのですが、これは5億円ジャストの誤りまして、3,565万円につきましては同年実施予定の解体工事費と重複しておりますことから、数字上の訂正はありません。こちらの総事業費は誤りであったことをお詫び申し上げます。

委員長 それでは、次の質疑に入る前に休憩を入れたいと思います。暫時休憩といたします。

休 憩 15:30

再 開 15:42

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
質疑ございますか。

清 水 保育所関係から伺いたいと思います。

最初に、資料要求ということで、保育所運営の収支がわかる資料、平成24年度決算でも、最悪23年度決算でもよろしいですが、現状の収支、また超過負担等がわかる資料と、前回提出の6ページでは事業移管前の図が出ておりますが、超過負担というのはこれまで現在でもあるわけで、それがわかる資料を要求したいと思います。

委員長 要求された資料について、所管は用意できますでしょうか。  
資料についてですが、24年度の決算でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

庄野主査  
委員 長

わかりました。提出いたします。  
それでは、各委員の皆さんにお諮りいたします。  
平成24年度の保育所における収支の決算書について、資料要求するということ  
でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長  
清 水

それでは、資料提出をお願いいたします。  
次、1点目、保育所の運営費ですが、国の基準の概要については、6ページに  
国は普通交付税、また国庫補助、北海道は道支出金ということで、そのほかに  
利用者からの保育料と、こういったものが出されているということはわかって  
いるのですが、当初これは国は完全に補助金でやっていたと、そこに一般財源  
化がされたということで、国の基準が近年どう変化をしているかということ  
でお聞きをしたいと思います。

2点目、資料要求でいずれ出てくるわけですが、その金額の大小についてはそれ  
を見てということで、きょうは市の超過負担は、無償譲渡後社会福祉事業団  
に運営費として支弁運営費の中に超過負担分も入るのか、それとも超過負担分  
は減らすのかということでお伺いをしたいと思います。当然それが減った場合  
の運営費の影響もお聞きをします。

3点目、保育所の職員体制で市の直営で残すという2保育所についてお伺いを  
したいと思いますのですが、市直営の正規職員率の基本的な考え方、つまり今後正  
規職員の退職に伴い、正規の保育職員を市が採用していく考えがあるのか、あ  
るとすればどの程度、要するに退職者数を維持する分だけ採用していくのか、  
それともそれは非正規で置きかえていくのかということをお伺いいたします。

庄野主査

まず、ご質疑の1点目の国の基準の概要についてであります。保育所運営費  
は旧厚生省の通知に基づき計算されまして、地域や保育所の定員及び入所児童  
数、年齢によって区別される基本分保育単価や保育士1人当たりの平均勤続年  
数によって計算されます民間施設給与等改善費など、その他設置された保育所  
に適合する各種加算額を足した保育単価に入所児童数を掛けまして法人へお支  
払いするものでございます。

続きまして、市の超過負担はどう変わると考えるか、また運営への影響はとい  
うご質疑についてお答えします。まず、超過負担につきましては、譲渡により  
まして当然交付税額は減額されますけれども、そのかわりに保育所運営費国庫  
並びに道費負担金が歳入として入りますので、市の超過負担につきましては多  
少ではありますけれども、解消されるのではないかと思います。また、譲渡  
後の運営につきましては、現在の管理代行負担金より譲渡後の保育所運営費の  
ほうが民間施設給与等改善費など幾つか加算額がふえますし、譲渡後は民設民  
営保育所になりますので、現在の公設民営保育所よりは国や道からの補助金の  
対象となる事業がふえますので、運営面ではよくなるかと思われま。

中川部次長

ご質疑の3点目の保育所の職員体制の関係、市の直営のほうでございませ  
けれども、正規職員の比率については国とか道から示されたものはないので、特  
に市として基本的な方針を持っているわけではございません。ただ、保育所の職  
員につきましては、保育士の資格を有する者を配置しなければいけないとなっ  
ておりますので、それは適切な配置を行ってございます。保育士の採用の関係  
でございませけれども、保育士資格を有している職員というのは現場の保育所  
以外にも、子育て支援センターですとかこども発達支援センターとかという

ころでも、一般事務職の中にもそういった職員がおりますので、退職した場合、組織全体を見て職員の補充を行うことも考えておりますし、またそれでも不足を生じるという場合は、当然新採用ということで採用も計画しなければいけないと思っております。

清 水

2点目の国からの歳入項目、専門用語がずらずらと並んだので、余りにも理解できませんでした。国からの歳入項目について、もう一度項目に分けてご説明ください。そして、結果として公設公営よりも民設民営のほうが歳入がふえるのだというご答弁だったと思いますが、それについてもどの項目がふえるからということでご説明を再度伺いたいと思います。

それと、私は、直営の正規職員の退職数を維持する正規採用をするのか、それともふやすのか、減らすのかと端的に聞いているのです。3つのうち1つしかないのです。今の答弁では、その3つのうちの答弁でないのです。今正規職員でない職場が社会問題になっているのです。まして今社会福祉事業団の正規職員率は27.8パーセントです。4人に3人は非正規なのです。そういう中で、正規職員と非正規職員の賃金というのは、同じ仕事をして同じ仕事の責任で恐らく2倍では済まない。そこで、直営の保育所で正規職員がきちんとした給与で一定数が採用されていると、それが維持されるかどうかというのは重大問題なのです。そういう点で、今全く方針がないなら、そう答弁してください。そういうことで、明確に3つのうちのどれかということで伺います。

庄野主査

最初の質疑につきまして、まず現在国からの歳入としましては交付税が歳入として入っておりますけれども、譲渡後は交付税が幾らか減額されます。そのかわりに、国からは保育所運営費国庫負担金、もう一つ、道からは保育所運営費道費負担金という歳入が入ってまいります。明確には言えませんが、市の財政上、超過負担につきましては、多少ではありますけれども、解消されるのではないかとということでお答えしたいと思います。

中川部次長

明確にというお話でしたが、そのとき、そのときの採用というのは、先ほど申しましたように保育士資格を持っている正規職員が市役所内部にいるということで、例えば児童館にもいます。そこは必ずしもそういった資格を有しなくてもいいわけで、そのときに現場で不足した保育士をそこに回すということは当然可能だと思っておりますので、それでもなおかつ足りなければ、当然採用したいというお話をさせていただいたところです。

清 水

次からは意見になりますので、前段言っておきますけれども、今回の譲渡案で2保育所を直営で残すというのは、直営保育所というのはかつて7つぐらいありましたか、そこを統合したり事業団に民営化したり、そういう中で、その市の職員保育士を集めてきた結果が2保育所なのです。ですから、滝川市内の保育所の正規保育士はどんどん減ってきたわけです。これを滝川市はこれからどうするのかということで問われているのです。まして、法律で、保育行政をやっていくためにはみずからやってノウハウを蓄積していかなければならないと言っているときに、さらに正規保育士が減っていくということであれば、それは言っていることとやっていることが合わないということになりますので、私は直営2保育所については正規保育士率を最低維持するということを意見として述べたいと思います。

次、ケアハウスについてですが、軽費老人ホームからケアハウスに変わるわけですが、利用者負担、入所条件などで変わることはありますか。養護老人ホー

須藤主査

ムについてですが、特定施設とすることでの変化、変わることはありますか。ケアハウスは、ケアハウスであり、特定入所者施設生活介護、この2つになることによって利用者負担、入所条件で変わることはありますかという質疑です。まずケアハウスについてです。入所条件でありますけれども、軽費老人ホームの一類型としてケアハウスが位置づけられておりますので、入所条件というのはこれまで同様変わりはありません。それと、利用者負担につきましては、ケアハウス化になることによりまして、まず生活費が月額約8,000円、7,720円だったと思いますけれども、それが減額となります。そして、新たにケアハウスということになりますので、管理費が利用者負担となります。これは家賃相当分になりますけれども、大家であります施設側が管理費を設定して、料金として計上するという形になりますので、今幾らだとか、そういうことは想定はできない状況であります。

それと、特定施設につきましては、在宅で介護サービスを利用する場合と同様に、利用したサービスの内容、そして頻度に応じて介護サービス費の1割負担が発生するという状況にあります。

次に、養護老人ホームにつきましては、養護老人ホームが特定施設となりましても措置決定、あくまでも入所を決定するのは老人福祉法に基づいて、環境上の理由ですとか経済的な理由を含めて措置決定するのはお住まいの市町村の役所が決定することになりますので、入所条件が変わることはございません。これもケアハウスと同様です。利用者負担につきましては、特定施設を利用する方につきましては在宅で介護サービスを利用する場合と同様に、介護サービス費の1割負担が発生するという状況であります。

清 水

前々回出された先ほど訂正された金額の表でいうと、ここで軽費及び養護の建てかえ工事代まで数字を出されているわけです。ということは、一定のどういう施設というのを当然条件をつけてシミュレーションしていると思うのですが、まず1点目は特定施設の部屋数、2点目は機械浴については設置をされる予定なのか伺います。

深村副主幹

まず、1点目の特定の数なのでありますが、空知総合振興局に相談している中におきましては、まずは満度の50で申請を上げてほしいということで話は承っております。その後圏域調整等が図られるということでご理解いただきたいと思います。

機械浴につきましては、これは厳密にまだ検討はしておりませんので、今後詰めていく中で整理していきたいと考えております。

清 水

特定で満度の50となると、特定施設は要支援以上の方でないとい入れないですよ。今軽費老人ホームや養護老人ホームは要支援でなくても自立の方でも入れるけれども、そういう方が入れない施設になってしまうということですか。

須藤主査

あくまでも特定施設入所者生活介護の枠につきましては、その施設の定員数になります。そのうち何床を特定施設入居者生活介護の枠とするかは、その施設に任されています。それが前回施設の方向性をお話をさせてもらったときに、約20から30というお話をさせていただいております。

清 水

経費、ケアハウスになったとしても、また養護に特定がついたとしても、いろんな費用がありますが、収入に応じた入居料で入居できる施設なのです。特に養護老人ホームについては、収入ゼロでも入れると。しかし、そこで今は自立の方が例えば50対50のものが25対25になってしまうのです。そうすると、家庭



では生活できづらい、今までだったら軽費や養護に来ていた自立の方25対25、行き場所がなくなってしまうのではないですか。つまり枠を50にしても、要介護は25程度を見込んでいるということですよ。現状で軽費老人ホームや養護老人ホームにホームヘルパーは恐らく入っていないと思うのです。そういう方は、他の施設に移っているのだらうと思うのです。ところが、今度特定施設になるとそこにいれるわけです。そうすると、今なら全員自立の方が入っているのが自立の入所者数が減るのです。これはそうですね、当然減りますよね。だから、事業団に移ったときに特定は25にしますとか20にしますとかということで、入れる自立の方が減るのではないのでしょうかと、またその対策はいかがですかということ聞いたのです。

須藤主査

今の緑寿園の養護老人ホームに入所されている方の実態なのですけれども、既に要支援レベルから要介護まで介護度が出ている方が多いのが現状です。現在養護老人ホームに入所されている方につきましては、デイサービスに通われたり、あとは福祉用具を貸与してもらっていたり、入所者の方の状況もやはり介護が必要な状況であります。先ほど50定員のうち二、三十が特定施設というお話をしましたが、この二、三十、20人なり30人が絶対特定施設の枠にはまらなければいけないかということ、そうではありません。現に楽生園は100人の定員でございますけれども、こちらは特定施設入所者生活介護は30人の枠であります。ただ、楽生園につきましては、まずは10人から初めて、入所者の状況によって少しずつふやしてきていると。当然養護老人ホームは、自分のことがある程度できる方が入所する施設でありますので、まずは入所する時点では、要介護度がついていないか、もしくは要支援レベルから始まると。その方が入所されて、介護が必要になったときに特定施設のほうに移行して、介護を受けながら長く生活をしていただくということになりますので、今の現状としては、やはり介護が必要な方がふえてきていると。だから、入所者の状況によってその枠、特定施設入居者生活介護を何人、利用するのかしないのかというのはその方の状態に合わせてということになります。

清 水

意見を述べておきます。特定のつく養護老人ホーム、また特定のつくケアハウスに移行することで老人保健施設の受け皿とか行き場所のない要介護の方の受け皿になって、自立で、しかし一人では生活ができないという方の行き場所が今よりも悪化しないような、そういった計画づくりを求めたいと思います。

委員長

意見が述べられていますけれども、意見の内容等についての確認は所管ですることができますけれども、今清水委員からの意見というのは理解されているということでしょうか。もし意見の内容が理解できなければ、再度委員に確認することができますので、そういったことは聞いていただいて構いません。特によろしいでしょうか。

須藤主査

先ほども答弁をさせていただいたのですけれども、特定入居者生活介護の枠が決まっているわけではありませんので、入所者の状態像に合わせた介護サービスということになりますので、今現段階では養護老人ホームから漏れるとか、そういうことは想定はしておりませんので、意見と言われましても、意見としてお伺いしておくしかないと思います。

清 水

事業団の民設民営になるのです。ケアハウスについて言えば、特定入所者施設生活介護を受ける方を入れることが当然事業団にとっては収益がいいのです。ケアハウスについては、滝川市は恐らく何も言えませんよね、応能負担だから

幾らか言える権利があるのかもわからないけれども、これは事業団次第になってしまうから。そうなったら、事業団はケアハウスは50全部特定施設にしますと言っても、市は反論できるのですかということを含んでいるのです。養護についても、さすがに養護は、これは完全な措置施設だから、市が100パーセントの権限を持つのだと思うけれども、しかしそれにしたって施設設置者の事業団がうちの養護は経営のために特定施設を40としますと言ったら、市は反論できるのですか。そういうことも含めての意見だということを理解していただきたいと思います。

それでは、補助金についてですが、前回特養の建設費補助金7億3,000万円が示されましたが、ユニット率7割を下回った場合はゼロになるのかを確認しておきたいと思います。また、その場合何らかの補助制度はあるのか。

2点目、特養、ケアハウス、養護の補助率が違いますが、それぞれどのような比率等が、割合等が規定されているのか伺います。

須藤主査

特養の補助金の関係ですけれども、国の方針に基づく形で北海道の老人福祉施設等整備方針が定められております。そちらでは、多床室は改築前の定員の30パーセント以下の範囲内において対象となるという通知が出されております。今のご質疑のとおり、30パーセントを超えた場合につきましては現在の制度でありますと補助金自体が対象にならないという制度になっております。

次に、特養、ケアハウス、養護の補助率の違いについてですけれども、こちらでも北海道の老人福祉施設整備事業で施設ごとに1床当たりの単価が定められておりますので、補助額が異なっております。

清 水  
深村副主幹

前回までにたしかこれの1床当たりの補助額を答弁されていましたが、道の補助金といたしまして養護老人ホームが建てかえで1床当たり423万2,000円、そして特養と軽費では1床当たり365万4,000円となっております。

清 水

次に移ります。特別養護老人ホームについて譲渡予定施設の方向性についての検討と前回までの部長答弁について伺いますが、まず自己負担額の増加を伴うことから、施設形態については検討が必要と考えると前回の資料では書かれておりますが、この検討の内容とスケジュールについて伺います。2点目は、前回の常任委員会で補助金を優先させる計画を立てたいと、本常任委員会ではそうさせていただきたいという後に含みを持たせる答弁ではありましたが、補助金優先、つまり7・3、7割以上のユニットという趣旨のご答弁がありましたが、これは先ほどの関係でいえばもう検討は終わったということを感じさせる答弁だったので、整合性について伺います。

次、1点目、施設利用者の収入、所得の4段階の内訳についてですが、滝川市の介護施設利用者で居住地負担分も含めた各段階の人数について、これについてはできれば資料要求としたい。2点目、緑寿園、すずかけの各段階の人数について、これもできれば資料要求としたい。

3点目、特養負担の減免制度利用状況についてですが、特養に入られている方で自己負担の減免制度を利用されている状況について、人数や財源について伺います。

4点目、ユニット導入による負担増の場合の対策について、国の経過措置がない中で、市独自の経過措置等の概要について伺います。5点目、新規入所者にとっても料金増は大変なことです。新規入所者というのは、無償譲渡後に入ら

れる方。介護難民が出るのではないかと、またそうならないような対策はあるのかということで伺います。

委員 長  
清 水  
委員 長  
須藤主査  
委員 長

最初の1、2は資料要求ということでよろしいですか。

はい。

1、2の資料について、所管は用意できますでしょうか。

次回厚生常任委員会までに用意いたします。

この資料については資料要求することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長  
須藤主査

それでは、資料提出よろしくお願いいいたします。

まず、1点目の自己負担額の増加を伴うことから、施設形態については検討が必要と考え、施設の方向で記載をさせていただきましたけれども、その検討の内容とスケジュールについてというご質疑だったかと思えます。こちらにつきましては、ユニット型への移行に伴いまして居住費が増額することになります。これは、入所者の方にとっても負担がかなり大になると感じているところであります。また、一方では、建てかえの財源として補助金の占めるウエートが余りにも大き過ぎるということもありますので、このユニット型と多床室の割合を一体的に検討していかなければいけないと考えております。スケジュールでありますけれども、まずは事業団側の財政シミュレーションが提示された時点で、一体となってその方向性については詰めていきたいと考えております。次に、特養の負担の減免制度の利用状況ということであります。現在主な利用者負担の減額になる制度は3つございます。まず、1点目、施設サービス負担限度額制度がありますが、こちらは本来食費、そして居住費というのは自己負担となります。こちらは、1日当たり食費でいけば1,380円、そして居住費でいけば日額、現在多床室でありますので、320円という設定であります。これが本来自己負担となるのですけれども、世帯全員が市民税非課税の方につきましては、所得の段階に応じて減額となっております。利用状況につきましては、特別養護老人ホームの現在の利用状況、178名。財源については、介護保険によりまして補足給付ということで差額分が介護保険で賄われております。次、2点目、高額介護サービス費支給制度、こちらにつきましては介護サービス、施設サービスもそうですけれども、1割が自己負担となります。この自己負担額が一定の上限を超えた場合に、その超えた分を高額介護サービス費として払い戻すという制度であります。なお、緑寿園につきましては、委任払いの制度でありますので、あくまでも上限額まで支払うと、第1段階、第2段階の方ですと1万5,000円、第3段階であれば2万4,600円、第4段階であれば3万7,200円となっております。財源については、同じく介護保険となっております。続きまして、社会福祉法人による利用者負担軽減制度であります。こちらにつきましては、社会福祉法人が実施している介護保険サービスを利用する方で要件に該当する場合には利用者負担、これは1割負担、そして食費、居住費が軽減される制度であります。こちらにつきましては、現在利用状況につきましては25名となっております。財源につきましては、社会福祉法人、そして国、道、市の負担となっております。

佐々木部長

部長答弁で補助金を優先させる旨ということで、その後整理できましたかということでお話がありました。先ほどの答弁とも関連しているのですけれども、建設費、借入金と自己資金で賄うことは法人運営にとっては大きな影響を及ぼ

すということで、現実問題としては要は単費でやることは厳しいということ、そしてそのような状況の中で前回は補助金を優先させたいというお話をさせていただきました。それで、先日も振興局に相談に行きまして、現状国の方針に基づく7対3、7がユニット個室で3が多床棟という比率が引き続きどうなのかということで道とも協議してきましたが、今のところ国の根っこのところが変わらないものですから、変わる状況でないという現状であります。完全な整理ではございませんけれども、基本的には補助金導入は必須と思います。今後とも7対3の状況を少しでも多床室緩和になるよう国、道に働きかけてはいきたいと思いますが、現実的には道の制度が変わらない状況の場合、改築により、個室と多床室の比率により入居している方が負担の関係で入れなくなることに ついては、やはり対策が必要と考えます。そのための調査検討、何らかの方向を 考えていきたいというのが、今後の方針の内容でございます。

清 水

そういったところで、最後の質問で市独自の経過措置の概要とか、それから介護 難民等云々という質問は今の方向と関連しているので、今回の場合は個別に 答えることが今はできないというか、今後の検討になる内容となります。

まず、事業団のシミュレーションが自己負担額の増加対策、事業団のシミュレ ーションが7対3でいくのか、多床室を多くして、補助金がなくてもいけるの かという一つのタイミングだということも言われたので、部長は今7対3をと にかく優先したいということを言われましたが、一応そういう含みがあると、 それはわかりましたが、問題は負担増になる方の対策が必要だと、対策が必要 というのは、きょうの段階でそんなレベルだったらまるで、よくこういう計画 を立てることができたと、驚きです。つまり次回収入の4段階の入所者の皆さ んの数、あるいは市民で特養に入られている方の4段階の資料が出されますが、 課税の方で年間60万円も負担がふえるのです。非課税の方で80万円以上の年金 をもらっている方あるいは世帯、これが年間36万円も負担がふえるのです。今 少しでも生活費を切り下げなければならないというときに、3,600円とか6,000 円ならまだわかります。60万円とか36万円ということ、こういうことになる ときに大体今の検討状況はどんな対策を立てようとしているのですか。

佐々木部長

今の段階で具体的にというお話がありましたけれども、前々から建て方とか7 対3の話は十分わかっていまして、何とか7対3を建て方によって個室と多床 との比率をうまく、要するにフィフティー・フィフティーとかにできる方法が ないかという検討はかなり前から図ってきました。それで、今の段階で道とし ても国が動かない以上7対3ということがかなり見えてきましたので、それな らば次の対策をしなければならぬということで、決して遅い対策ではないと 考えておりますので、時間的にもまだしっかり事業団と打ち合わせていきたく と思いますので、よろしくお願ひします。

清 水

今言ったのは何を言ったのですか、7対3でもフィフティー・フィフティーで 使えるような方法って、そんな方法あるのですか。

佐々木部長

例えばの話7対3でしか補助を認めないならば、建物数を減らして、例えば200 のうち100を7対3にして、もう一つをゼロ対10にしたら5割以上は多床棟にな るという、そういう検討もしてきて、相談もした経過があるのですけれども、 現状としては今のところ道は動く方向ではないと思いますので、ただしさっき 言ったように国の社会保障審議会でも今、いろんなご意見を聞きまして、多床 棟のプライベートのあり方を来年3月までしっかり調べて、今後そのあり方と、

まだそこまで崩されてはいないのですけれども、やっとなら7対3になって、次のステップに行くか行かないかということで今厚労省にも直接確認しております。そんなことも含めて、基本的には7対3の補助の中でどう入れない人に対処していくかということ滝川市としても事業団ともしっかり考えていきたいと思っております。

清 水

認識を伺いたいのですが、60万円ふえますと、特養に入られている方ですから、ご本人に言ってもなかなかきちんとした理解はされないかもしれない。ご家族の方に、あなたは来年から60万円ふえますよ、あなたは36万円ふえますよ、あなたは18万円ふえますよと言って、まず理解が得られると思っているのか。それと、理解が得られない、私はそんなお金ありませんと言われた場合、追い出すことができるのか。当然できませんよね、できないときどうするのですか。そういうお金のシミュレーションもさることながら、建てかえたときの入居者がそれからどういうところに住んでいくのか、住み続けられない場合どうするのか、そういうことについてのシミュレーションはしていますか。

佐々木部長

先ほど多床棟の数が少なくなるのでしたら、やはりそこにいれなくなって困るというようにならないようにしなければならないということを答弁したものですから、それに基づいて、60万円とか50万円とか、その辺はわかりませんが、いろんな状況があると思いますけれども、当然収入上そういうリサーチもしますけれども、今いる人がそうならないような対策を考えていきたいと思っております。

清 水

意見を述べておきたいと思っております。現在市内には有料老人ホームが3施設、そしていわゆるサ高住という、サービスつき高齢者住宅、これが既に2つ建て、今3つ目が建設されつつあると、そういったところは全部14万円以上です。低所得者対策はありません。全くありません。唯一特養、軽費、養護だけが低所得者でも入れる貴重な施設です。これから高齢者人口が団塊の世代に向かってさらにどんどんふえていくわけです。そういうときに、そういう応能施設の部屋数が減るといのは大問題です。市が今まで持っている施設を譲渡するかしないかと、そういう話のときに応能負担で入れる施設をどう守っていくかということが私は今回の譲渡問題の最大のポイントだろうと思っております。そういう点で、もし補助金がどうしても必要だということであれば、負担増については現在入居されている方について100パーセント出られるまで保障する。そして、新たな施設入所者についても、今の制度が新たな応能負担制度で入れるような制度ができるまで徹底した負担軽減対策の計画を立てると。私は、ユニットか個室かというのは人間の尊厳にとって大事なことだと思います。しかし、一方でそういうことがあるわけで、そういう対策を早急にこの譲渡問題において立てられる。もし7対3を絶対優先ということであればです。以上、意見としたいと思います。

佐々木部長

先ほど申しましたけれども、今現状7対3、道の考え方、道の補助金制度として7対3ということが続いて7対3でやった場合については、そしてそのようにして全施設を建てた場合については、個室に入れられない人の対策を何らかの形でしたいという、きょうはそういう答弁をしました。私のほうは最後確認でございます。

委員長

清水委員の意見に対しての内容確認等は、所管のほうはよろしいでしょうか。  
(「いいです」と言う声あり)

委員長  
清水

それでは、続いてどうぞ。

追加分ということで、3つともまるで違う話なのですが、練馬区に厚生常任委員会として視察に行っていました。23区内では社会福祉事業団への無償譲渡はないということがそこでわかりました。3年ぐらい前の情報ということですが、練馬区を合わせた8区は無償貸与ということですが、理由は、後で資料をお渡ししますが、サービスや雇用などを担保するためには譲渡では無理だという意見がたくさん出て、8区ともこういう方針としているということですが、こういった無償貸与についての考え方を伺います。

2点目、前回資料、先ほどのお金の流れについてはわかりましたが、申請の流れを一言で言えば、保育所以外は、市では養護老人ホームは申請を受けるのだろうけれども、軽費はどうなのかとか、特養はどうなのかとか、そういったことについて伺います。

3点目、これは特養及び軽費、養護をあわせてですが、道内定数増事例についての把握、また圏域内の参酌基準について伺います。

深村副主幹

まず、1点目の無償貸与の関係ですけれども、8月1日の厚生常任委員会におきまして、社会福祉事業団への施設譲渡に関します考え方をご説明させていただきました。その中で、社会福祉法人が安定的で適正な運営ができるよう、設立時において一定の資産を持つことが道の運営の手引にも示されているように、土地、建物、設備等を自己の財産として保持して、法人がその所有権を持って設立をするというのがその中に盛り込まれておりました。委員のご説明にありました練馬区につきましても、平成4年度に事業団が設立されたと私も認識しております。一方、滝川市の社会福祉事業団も昭和51年に設立をされて、その運営のノウハウはもとより、人的マンパワーも含めて譲渡に十分足り得る団体であろうということ、それから市の方針の中では土地を有償、建物を無償という基本的な考え方の中においては、土地の無償貸与ということではなくて有償譲渡ということを中心に考えたところでありました。何より東京都と北海道の一地方都市としましては財政規模も全く異なりますし、そうした歴史的な背景も異なっているということから、本市としてはそういう方針を打ち出したところであります。

それから、3点目の増床の事例ですけれども、今のご質疑の中では養護と軽費もということでお話がありましたが、私は特養の部分についてのみ事例としてご説明をさせていただきたいと思っております。稚内市におきましては、第5期計画期間中に特別養護老人ホームをユニット型個室として40名増床を計画しております。既にその公募におきましては稚内市の社会福祉事業団が選定を受けたということをお聞きしております。それから、函館市におきましても、第5期計画期間中、本年度であります。200名の公募をかけて、函館市内3社会福祉法人にそれぞれ施設整備をしていただくということになっているようであります。また、身近なところでは、岩見沢市におきましては平成24年度に特養を10床、平成26年には80床をそれぞれ増床の予定となっております。また、長沼町では平成26年度20床、それから赤平市においては平成25年度に30床の増床を予定しているといったところであります。

それから、圏域内の参酌基準についてですが、圏域内の数については、あくまでも特養につきましても北海道知事が指定権限を有しております。事業者として行うに当たりましては施設整備予定先の市町村に意見を求めるということ

から、その施設整備計画に基づいた圏域内での調整会議を行い、その整備を、例えば公募をかけた際にお申し込みがない自治体においては、その圏域内で数の調整をした結果、総量を超えることのない範囲の中で調整を行うことができるというふうに理解しております。

須藤主査

2点目の申請の流れについてですけれども、私からは高齢者施設の関係についてご答弁をさせていただきます。養護老人ホームは措置施設になりますので、これまでどおり申請についてはお住まいの市町村役場ということになります。それと、軽費老人ホーム、それと介護保険施設、特別養護老人ホーム、そして老人保健施設につきましては、これまでと同様施設側との契約入所になりますので、施設側に直接申請をしていただくと、結果3施設それぞれこれまでと同様の取り扱い、申請となります。

国嶋課長  
庄野主査  
清 水

障がい者施設につきましても、現在と変更はございません。

保育所につきましても、従来どおり市に申請となります。

まず、貸与のことについてですが、東京都23区の財政状況と比較して、あっちではできるかもしれないけれども、こっちではできないみたいな、そういう大ざっぱ過ぎる答弁はやめてほしい。つまりここで言っているのは何かといたら、少なくとも市の施設でこれからまだ市が払わなければならない金額というのが20億円近く残っている施設、譲渡をしてもそれだけ払い込むわけです。そういう新しい施設も含んだ施設をどんとある民間に移してしまうわけです。市は何にも言えないわけです。それでいいのかということも23区のうち8区は一生懸命考えて、施設を普通財産にして無償で貸与すると。無償で貸与することであれば、何か不都合が起きれば、要するに区民の福祉に沿わないようなことをやれば、それは引き揚げればいいわけです。協定書で貸さないと言えばいいわけです。それぐらいの担保が必要ですよという結論なのです。だから、余りにも財政問題で考え過ぎです。そういう点で、担保について協定書でやっているの、しかし協定書が全然出てこないから、これについてはいずれ無償貸与についてのシミュレーション等も要望する考えを述べておきたいと思えます。質疑ではありません。

それで、最後、定数増事例についてですが、これだけ全道で定数増しているのです。それは当然です。応能負担の低所得者でも入れる。しかも、待機者がたくさんいて、入りたいという施設をふやすのは当たり前話です。それが何か滝川市はもう200床あるから十分だというような答弁も前回ありましたけれども、ここでちょっと問題を指摘しておきたいと思うのですが、前回の委員会で、まず私の3月議会の市政執行方針等に対する一般質問に対して、特養の定数増をすべきではないかと聞いたら、部長は特に特養については平成27年度からスタートする次期計画において緑寿園を含めて増床の可能性を探っていきたいと考えておりますと言っているのです、つい6カ月か7カ月前に。それとの整合性はどうですかと聞いたら、全然答弁にならなかったでしょう。何であのときこういう答弁していて、大体27年度の第6期計画なんていうのは、これから意見、ニーズ調査してつくっていくわけでしょう。それを何もやる気ないというのだったら、あんないいかげんな答弁をすべきでなかったでしょう。あの答弁はいいかげんな答弁だったということをお認めのかということが1つ。

もう一つ、前回の委員会で国嶋福祉課長が私は所管外ですがということをお断って答弁されました。所管外だと断って答弁すればいいというものではないので

す。結果どういことがあったかという、こうやって国嶋課長は言いました。増床については、担当者のレベルでは困難と考えている。理由は、国の在宅化方針だと。200床の特養がある恵まれた地域だと、申請しても困難との認識のもとに答弁していると、補助金については7対3でのシミュレーションで、その後はいいのですけれども、しかし今は申請行為ではないのです。参酌基準は、第4期計画でもう終わってしまったのです。第5期計画からは参酌基準が全くなくなって、市町村が介護保険計画にのせれば高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、27年度から始まるのにのせれば、あとは道との道内の総床との調整だけなのです。そういうこととまるっきり違う答弁をしたわけだ。だから、私は今回、前回の答弁について、佐々木部長の答弁に対して、答弁のし直しを求めたい。国嶋課長に私は答弁のし直しを求める気はありませんが、所管の課長ではないわけだから、所管外の答弁をするなんていうことはあり得ないことです。あり得ないことについて答弁をしたことについては、何らかのコメントはいただきたいと思いますが、お伺いをしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:47

再 開 16:48

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

佐々木部長

済みません、勘違いしました。当時市長答弁の中で代表質問でお答えしまして、緑寿園を含めて増床の可能性を図っていきたいという答弁でございました。特養全体として当時緑寿園を含めてやれるかやれないかは別としましても、第6期に図りたいという方針を持ってしまして、その後緑寿園に関しましては今回の施策の方向で今は200床でいきたいという、その方向性は今回提出させていただきました。それで、前回の段階ではまだ滝川市全体の中で緑寿園を含めて200床の特養の枠はあったのですけれども、今後の計画の中で緑寿園なのか、ほかなのか、滝川全体の中で200床増床も検討というか、第6期の題材として考えたいという答弁であったと思います。今回の緑寿園の事業団への譲渡方針としましては、200床で緑寿園はいきたいと、今そういう方針を固めたこととございまして、今緑寿園には増床の考えはないということとでございます。

国嶋課長

保健福祉部としてこの委員会に臨んでおりますので、前回の委員会についても共通認識として、福祉課長ですが、答弁をさせていただきました。その内容についても、今部長がお答えしたとおりであります。決して清水委員が言われた内容ではないという認識をしております。

清 水

今の国嶋課長の答弁というのは、私は反省してほしかったのです。改善してほしかったのです。前回の答弁で、国嶋課長は私は所管外だと言いましたが、国嶋課長の答弁が保健福祉部を代表する答弁だという確認は僕はなかったと思います。そこはすばっと過ぎてしまったと思います。それがまず1つです。きょうの委員長の提案にもありますが、責任を持てる担当職員が答弁することということからいえば、私は15年議員やっていて初めてです。所管外の答弁が出たと、部長や次長ならともかく、課長ですから。

それと、もう一つは、答弁が適切でなかったということなのです。つまり申請しても困難という、そういう言葉を使ったでしょう。今のは申請行為ですか、困難ですか、先ほどこれだけ全道で増床されているわけです。そういうことからいえば、所管外で、なおかつ不適切な答弁をしているという点では、私は猛



- 国嶋課長 省を求めたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。  
スムーズに議事を進行させるために私が答弁させていただきましたが、もし私の言ったことに間違いがあるのであれば、それぞれ部長なりからの訂正があったと認識しております。また、答弁した内容が不適切だということに関しましては、今部長が答弁したとおりであります。繰り返しですが、そのとおりであります。
- 委員長 田村 田村委員。  
今の清水委員の言い方は、非常に失礼な言い方だと思うのです。それは、ここに来て答弁も何もできないのだったら、来る必要もないわけです。だから、答弁は何も間違っていないし、それはわかる人が答弁する、当然だと思うのです。だから、そういうことに腰を引かないで、しっかり今みたいな答弁をしたほうがいい。
- 松澤課長 私も答弁した内容を覚えておりますけれども、確かに国嶋課長が答弁してございます。前段担当外というようなことも確かに言うております。ただ、答弁の中に国嶋課長の所管する障がいのことについても答弁してございます。その中に介護福祉の介護の部分、老人福祉施設の部分についても答弁されておりますので、その部分に答えた云々があるのであれば、それはそれとして清水委員のおっしゃることだと思いますけれども、あわせてきちんと障がいの自分の担当の部分も答弁しているということを、清水委員がそれを理解しているかどうかはわかりませんが、一応そういうことがあるということでご理解いただきたいと思います。
- 委員長 暫時休憩いたします。  
休 憩 16:54  
再 開 16:55
- 委員長 清水 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
私と所管がやり合っても仕方ないのです。こういった所管外の課長が答弁して、しかも所管の課長もいらっしゃる、副主幹もいらっしゃる、主査もいらっしゃる、答弁できる方はたくさんいるのです。私は、こんなことが委員会運営で絶対に許されるべきではない。やってしまったことは仕方ないけれども、今後は絶対だめだと、もしやるのであれば了解を得てください。全て部長が責任持ってくれれば、それは私もいいと思います。その件について委員の皆さんに諮っていただきたい。
- 委員長 それでは、精査させていただきます。  
答弁につきましては、やはり責任を持てる方が答弁していただくということが原則ではありますが、私の今回の提案の中にも書かれていますように、所管からの答弁は答弁に対し責任を持つ担当職員が行うということで、今国嶋課長から言われましたように確かに進めていく上でそれを知り得る、そしてまたその内容が含まれるということであれば、その答弁も認めるということもあり得ると私は解釈はしますが、やはり基本的には最初の答弁というのは所管の担当者が行うということに今後していただくということでよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 委員長 所管もよろしいでしょうか。  
(はいと言う声あり)
- 委員長 それでは、そういった方向で極力お願いすると。確かに知り得る職員が答弁す

ることを私は否定するものではないと思っておりますので、事前にそのことを委員長に許可を得て進めていくという形をとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長  
清水

そのほか質疑ございますでしょうか。

最後に、特養の定員問題での意見を述べたいと思います。第6期の介護保険事業計画の策定に当たっては、緑寿園の増床も含め、他の団体でも結構ですが、特別養護老人ホームの増床を検討すること、これを求めたいと思います。以上で終わります。

委員長

今最後に、清水委員からは意見、また無償貸与については要望ということで出されましたけれども、確認事項ございますか。

佐々木部長

施策の方向性で緑寿園は200床を固持するというか、今後やっていくということで保健福祉部のほうとしては方針を持っているのですが、今のご意見は緑寿園も含めるご意見という確認でよろしいですか。

委員長  
窪之内

窪之内委員。

清水委員の質疑に対する答弁ですが、1定の代表質問の再質での答弁のことについて部長が先ほど答弁していたのは、その時点では緑寿園も含め、特養の増床について第6次計画の中で検討すると答弁をしたと受けたのですが、そういう確認でよろしいですか。

佐々木部長

第6期計画の中で当時はするというので、そういうことです。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

## 2. その他について

委員長

2、その他について委員から何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、常任委員会道外視察の決算について事務局から報告願います。若干休憩いたします。

休 憩 16:58

再 開 16:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 3. 次回委員会の日程について

委員長

3、次回の委員会につきましては、きょうの審議の中でもありましたように資料提出が11月8日確定ということではございませんので、変更もあり得ることから、正副委員長に一任ということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で第28回厚生常任委員会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

閉 会 17:00